

富山県無電柱化推進計画

令和3年1月策定
令和6年4月改訂

富山県

はじめに

道路上の電線、電柱は、景観を損なうだけでなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなり、地震などの災害時には、電柱が倒れ、緊急車両等の通行に支障を来すなど、様々な危険がある。

このような現状に鑑み、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として「無電柱化の推進に関する法律（以下、「無電柱化法」という。）」が平成 28 年に成立、施行された。

無電柱化法第 8 条においては、国が策定する無電柱化推進計画を基本として、都道府県の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である都道府県無電柱推進計画の策定を都道府県の努力義務として規定している。

本計画は、無電柱化法に基づく富山県無電柱化推進計画として、今後の無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めるものである。

1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1) 富山県における無電柱化の現状

富山県における無電柱化は、良好な景観の形成や安全で快適な通行空間の確保、災害に強いまちづくりの観点から、中心市街地の幹線道路や主要な駅周辺地区のほか、県内を代表する観光地などで、無電柱化を進めている。

2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢

これまでの無電柱化は、歩道幅員が広く、沿道の需要密度の高い幹線道路を中心に進めてきているが、今後は、緊急輸送道路や避難路等災害の被害の拡大防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から、無電柱化を推進していく必要がある。

「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。(無電柱化法第2条)」の理念の下、県民と関係者の理解、協力を得て、無電柱化により富山県の魅力あふれる美しいまちなみの形成や、安全・安心な暮らしを確保することとする。

3) 優先的に無電柱化に取り組む道路

無電柱化には多額の費用を要するとともに、工事や地上機器の設置場所等について、沿道住民等の合意形成が重要である。そのため、国・市町村とも連携し以下の道路について優先的に無電柱化を推進する。

① 防災

災害発生時における道路交通の機能を確保するため、緊急輸送道路において、無電柱化を推進する。

② 安全・円滑な交通確保

中心市街地の幹線道路、駅等の交通結節点や、高齢者、障害者等の歩行者の多いバリアフリー化が必要な道路の無電柱化を推進する。

③ 景観形成・観光振興

中心市街地や富山県内を代表する観光地において、良好な景観の形成や観光振興のために必要な道路の無電柱化を推進する。

④ 道路事業等に合わせた無電柱化

上記の他、道路事業（道路の維持に関するものを除く。）や市街地開発事業その他これらに類する事業（以下、「道路事業等」という。）が実施される際に、無電柱化を推進する。

2. 無電柱化推進計画の期間

2020年度から2026年度までとする。

3. 無電柱化の推進に関する目標

富山県内における無電柱化整備が完了した道路延長を2026年度までに51.4km以上に延伸する。

ただし、新たに関係者間で合意形成が図られた路線が生じた場合、随時本計画目標を見直すこととする。

(参考)

富山県が事業中の箇所は、「富山県無電柱化事業中箇所」を参照。

4. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1) 無電柱化事業の実施

以下の事業手法により、無電柱化を推進する。事業手法は、電線管理者や地元住民等との協議を踏まえ決定する。

① 電線共同溝方式

道路及び沿道の利用状況等を踏まえ道路の掘り返しの抑制が特に必要な区間において、電線共同溝等の整備を進める。電線共同溝の整備に際しては、収容する電線類の量や道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、低コスト手法である浅層埋設方式等の導入を考慮しながら、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意する。

② 単独地中化方式

無電柱化の必要性の高い道路のうち、電線共同溝の整備を行わない道路については、電線管理者に単独地中化方式による無電柱化を要請する。単独地中化の実施に際しては、地域住民等の合意形成等無電柱化の円滑な実現のため、積極的に協力する。

③ 軒下配線方式・裏配線方式

沿道地権者の合意が得られる道路においては、低コストで実施可能な軒下配線方式や裏配線方式による整備を進める。

④ 道路事業等に合わせた無電柱化

無電柱化法第12条に基づき、道路事業等が実施される際に、電線管理者に無電柱化を実施するよう要請する。また、無電柱化を実施しやすいよう施工時期等の調整が適切に実施されるよう協力する。

上記の事業手法の他、必要な場合は自治体管路方式による整備を行うとともに、要請者が負担する要請者負担方式による無電柱化が実施される場合は、円滑に進むよう支援する。

また、電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、効率的に無電柱化を実現する。

2) 占用制度の運用

国が、防災の観点から緊急輸送道路において実施している、新設電柱の占用を制限する措置について、富山県の緊急輸送道路においても実施している。また、国において検討・実施が進められている新設電柱に係る占用制限措置の対象の拡大、既設電柱の占用制限措置や、無電柱化にかかる占用料の減免について、国の動向を踏まえ検討する。

3) 関係者間の連携の強化

① 推進体制

道路管理者、電線管理者、地方公共団体及び地元関係者等からなる北陸地方ブロック無電柱化協議会富山県部会を活用し、無電柱化の対象区間の調整等無電柱化の推進に係る調整を行う。

具体の無電柱化事業実施箇所においては、低コスト手法や軒下配線・裏配線を含む事業手法の選択、地上機器の設置場所等に関して、地域の合意形成を円滑化するため、必要に応じ、地元関係者や道路管理者、電線管理者の協力を得て、地元協議会等を設置する。

② 工事・設備の連携

富山県の管理する道路において、道路事業等やガスや水道等の地下埋設物の工事が実施される際は、道路工事調整会議等関係者が集まる会議等を活用し、工程等の調整を行う。

③ 民地の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、学校や公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を、管理者の同意を得て進める。

④ 他事業との連携

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、交通安全事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努める。

4) メンテナンス・点検及び維持管理

近年の激甚化する災害を踏まえ、災害に強い施設のあり方について検討を進めるとともに、適切な維持管理に努める。

5. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

1) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する市民の理解と関心を深め、無電柱化に県民の協力が得られるよう、無電柱化に関する広報・啓発活動を行う。

2) 無電柱化情報の共有

関係機関と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、富山県の取組について国や他の地方公共団体との共有を図る。